入 札 説 明 書

広島県議会事務局総務課(広島市中区基町 10-52)

TEL:082-513-4721 FAX:082-223-6320

業務名	広島県議会棟警備業務	履行期間	令和7年4月1日(火)~ 令和10年3月31日(金)	履行場所	広島市中区基町 10番 52号	入札参加資 格確認申請 書提出期限	令和7年2月7日(金)
技術評価等資料提出期限	令和7年3月3日(月)	仕様書等に対 する質問書提 出期限	令和7年2月21日(金)	入札期間	令和7年2月27日(木)~ 令和7年3月3日(月)	開札日時	令和7年3月4日(火) 10時00分

注意事項

- 1 入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)について
- (1) 入札参加希望者は、公告で定める入札参加資格要件に応じ、誓約書のほか次 に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。
 - ・ 警備業法(昭和47年法律第117号)第4条の規定によって公安委員会か ら警備業者として認定された者であることを証する書類
 - 労働保険の未適用及び直近1年間の保険料の未納が無いことを証明する書 類(労働保険料納付書等)の写し
 - ・ 電子データの保存等に関する申出書
- (2) 申請書及び前号に定める必要な書類(以下「申請書等」という。)の作成に 要する費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (3) 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
- (4) 申請書等は、電子入札システムを使用して提出すること。

書面により提出する場合は、持参、郵便等による。郵便等による提出は、一 般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供 するサービスでこれらに準じるものに限る。(民間宅配事業者のいわゆる「メー ル便」はこれに当たらない。)

・書面により提出する場合の提出先

〒730-8511 広島市中区基町 10番 52号

広島県会計管理部契約·調達管理課(広島県庁舎南館1階)

電話 (082)513-2315 (ダイヤルイン)

- 2 仕様書及び図面(以下「仕様書等」という。)について
- (1) 仕様書等に対する質問がある場合は、上記仕様書等に対する質問書提出期限 までに、持参、郵便等又は電子メールにより提出すること。
 - 提出先

〒730-8509 広島市中区基町 10番 52号

広島県議会事務局総務課(広島県議会棟1階)

電話(082)513-4721(ダイヤルイン)

メールアドレス gikaisoumu@pref.hiroshima.lg.jp

- (2) 交付を受けた仕様書等について、契約担当職員が返却を求めた場合は、入札 (5) 再度の入札の日時は別途指示する。 当日返却すること。ただし、入札参加資格要件等に適合しないとされた者につ 5 契約書について いては、その通知を受けた目から5日以内に返却すること。
- 3 技術評価等資料について
- (1) 提出後の技術評価等資料の変更、差し替え等は認めない。

(2) 提出された技術評価等資料は返却しない。

- (3) 技術評価等資料の作成に要する費用は、入札者の負担とする。
- (4) 技術評価等資料に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うこと がある。
- (5) 提出は、持参、郵便等又は電子メールによる。ただし、郵便等又は電子メー ルによる場合は、期限までに必着することとする。また、持参、郵便等により 提出する技術評価等資料は、提出者の商号又は名称及び当該入札に係る業務の 名称及び開札日を記載した封筒に封入して提出すること。
- 提出先
- 上記2(1)と同様
- (6) 技術評価等資料の記載事項は原則として全て履行しなければならない。
- 4 入札について
- (1) 入札書は電子入札システムを使用して提出すること。書面により提出する場 合は、上記1(4)の場所に持参又は郵便等により提出すること。
- (2) 次に該当する場合は、その入札は無効とする。
 - ア 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
 - イ 入札を取り消すことができる制限行為能力者の意思表示であるとき。
 - ウ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
 - エ 入札者が二以上の入札をしたとき。
 - オ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上を代理して入札したとき。
 - カー入札者が連合して入札したとき、その他入札に関して不正の行為があった。 とき。
 - キ 入札保証金が所定の額に満たないのに入札したとき。
 - ク 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
 - ケ 再度の入札をした場合においてその入札が一であるとき。
 - コ 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき。
- (3) 落札者がないときは再度の入札をする。ただし、無効な入札をした者は、 再度の入札に参加することができない。
- (4) 再度の入札は5回を超えないものとする。

- (1) 落札者は、契約担当職員から交付された契約書に記名押印し、落札通知を受 けた日から5日(広島県の休日を定める条例(平成元年広島県条例第 号) 第1条第1項に規定する県の休日を除く。) 以内に契約担当職員に提出しな ければならない。ただし、やむを得ない場合は、この限りではない。
- (2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

契 約 事 項 1 広島県会計規則及び広島県契約規則に

- 基づき執行する。
- 2 入札保証金

□有 ■無

- 3 契約保証金 公告に定めるとおり
- 4 地方自治法第234条の3の規定に基づ く長期継続契約
 - ■適用 □適用なし

添 付 書 類

- 公告の写し
- 入札参加資格確認申請書の様式
- 誓約書の様式
- 入札書の様式
- 委任状の様式
- 契約書 (案)
- 仕様書
- 仕様書等に対する質問書の様式
- 電子データの保存等に関する申出書
- その他(業務実績の様式)